

「みなし輸出」管理の明確化に伴う対応について（学生及び新たに雇用される教職員・研究員の方へ）

令和4年11月18日付で「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部改正により、「みなし輸出」管理の明確化が定められ、令和4年5月1日に施行されました。

「みなし輸出」管理の明確化によって、これまで、外国為替及び外国貿易法の管理対象外となっていた居住者への機微技術の提供であっても、当該居住者が外国からの強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、当該居住者への技術提供についても「みなし輸出管理」の対象となります。

特定類型に該当する方については、希望する研究活動に制限がかかる場合や、大学からの技術提供が行われない場合があります。

本学におきましても、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「高知工科大学大学安全保障輸出管理規程」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流に関して、「みなし輸出」管理に関しても審査を実施しています。これは、本学が国際平和・安全の維持の観点から法令遵守の目的で行うもので、特定類型に該当することをもって、安全保障上の懸念があるとみなされるものではなく、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。

詳細につきましては、「経済産業省からのお知らせ」をご確認いただきますよう、お願いいたします。